

石巻市監査委員告示第7号

平成26年8月6日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づき提出された住民監査請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、却下が相当であると決定し、同年9月4日付けで別紙のとおり請求人に通知したので公表します。

平成26年9月11日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石 監 第 9 号
平成26年9月4日

請求人（5名）

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

住民監査請求について（通知）

平成26年8月6日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づき提出された住民監査請求については、提出された書類を慎重に審査した結果、下記の理由により却下が相当であると決定したので、その旨通知します。

記

1 請求の要旨

石巻市立病院建設事業に係る予算は、石巻市議会に対し、偽りの理由を説明し、議決されたものであり、議決は無効である。無効な予算に基づく病院建設費の支出は違法である。よって、石巻市長は、石巻市立病院建設事業に関し、公金を支出してはならない。

2 却下の理由

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

本件において請求人は、病院建設事業に係る関係予算案の石巻市議会の議決が無効であるから、病院建設費の支出は違法であると主張しているが、前述のとおり、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の具体的な行為を対象とするものであり、議会の議決の当否にまで監査委員の権限が及ぶものではないことは、法第242条第1項の条文や最高裁判所の判例（昭和37年3月7日判決）からも明らかである。

また、請求人は、執行機関の具体的な財務会計上の行為が違法若しくは不当な行為であること又は当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されることをなんら摘示しているものではないと認められる。

したがって、本件は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断できることから却下が相当であると判断した。